

申告に 必要なもの

- ①マイナンバーがわかる書類 ②身元確認書類（運転免許証など）③印かん（朱肉を使うもの）④源泉徴収票や支払調書（給与、公的年金、個人年金、報酬などの原本）
- ⑤満期保険金など一時金の支払内訳書
- ⑥営業所得や農業所得、不動産所得などがある場合、売上、仕入、経費などを集計した帳簿や、それらを基に作成した収支内訳書
- ⑦医療費、寄附金などの各種控除を受ける場合は明細書や証明書など

POINT 1

マイナンバーの
記載が必要です

所得税、復興特別所得税、消費税、地方消費税、贈与税の申告書にはマイナンバー（個人番号）※1の記載が必要です。

マイナンバーの確認



通知カードか
マイナンバー付き
住民票

本人確認※2



運転免許証や
パスポートなど

マイナンバーカードなら
1枚でOK



※1通知カードの紛失などマイナンバーカードに関しては市民室 ☎(24)8759へお問い合わせください。

※2運転免許証、パスポート、在留カード、保険証、障害者手帳などのうちいずれか1つ。

POINT 2

医療費控除は
領収書提出不要

領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書を添付してください。ただし、領収書は5年間保存してください。

軽自動車税の税率

問 課税室 ☎(24)8953

■原動機付自転車、二輪車など

車両区分	税率（年額）	
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪（125cc超～250cc以下）	3,600円	
小型二輪（250cc超）	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■三輪・四輪以上の軽自動車

車両区分	税率（年額）			
	初期検査年月 H18年3月	～ H18年4月～ H27年3月	～ H27年4月	
三輪	4,600円	3,100円	3,900円	
四輪以上	乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物 自家用	6,000円	4,000円	5,000円
	貨物 営業用	4,500円	3,000円	3,800円

※自動車検査証（車検証）の初度検査年月によって税率が変わります。

■廃車手続きは忘れずに

軽自動車税は4月1日現在、軽自動車などを所有する人に課税されます。車両の異動（廃車・名義変更・転出など）があったときは、必ず手続きをしてください。また、「ナンバープレートをつけたまま解体してしまった」「盗難にあった」など、車両がすでになく廃車手続きができない人はご相談ください。

■身体障害者の人などが対象の減免制度

一定の要件に該当する場合、本人か同居の家族が所有し障害者などのために使う軽自動車の軽自動車税が申請で減免されます。詳しくは障害者手帳、車検証を準備し、ご連絡ください。申請期限は減免を希望する年度の軽自動車税の納期限までです。

2

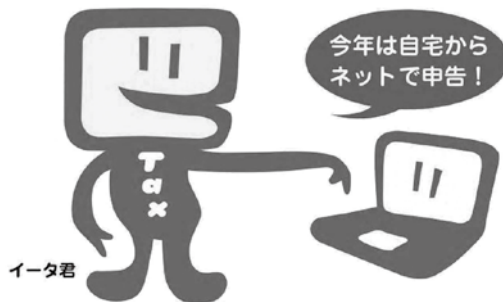
申告書は国税庁ホームページで
作成できます

問 銚子税務署 ☎(22)1571

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申請ができます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出できるほか、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを用意すれば「e-Tax」で提出できます。

▶マイナンバーカードやICカードリーダーライタがない場合は？
ID・パスワードを利用して申告書をe-Taxで提出できます。

IDとパスワード…税務署の申告書作成会場や税務署で発行できます。運転免許証などを持参のこと。勤務先近くの税務署でも発行可



3

障害者手帳を持っていなくても
税控除が受けられます

問 高齢者福祉課 ☎(24)8755

要 介護認定を受けている65歳以上の人で認知症が寝たきり状態で障害者に準ずる人には、申請により障害者控除対象者認定書を交付しています。この認定書を提示すると、所得税や市民税・県民税の申告の際に障害者控除が受けられます。